

議案第 5 7 号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
[略]			[略]		
選挙長	日額 <u>12,200円</u>		選挙長	日額 <u>10,800円</u>	
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>		投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>		期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	
開票管理者	日額 <u>12,200円</u>		開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	
投票所の投票立会人	立会時間が7時間を超える者	日額 <u>12,400円</u>	投票所の投票立会人	立会時間が7時間を超える者	日額 <u>10,900円</u>
	立会時間が7時間以下の者	日額 <u>6,200円</u>		立会時間が7時間以下の者	日額 <u>5,450円</u>
期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者	日額 <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者	日額 <u>9,600円</u>
	立会時間が6時間以下の者	日額 <u>5,450円</u>		立会時間が6時間以下の者	日額 <u>4,800円</u>
開票立会人	日額 <u>10,100円</u>		開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	
選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>		選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 表中の [] の記載は注記である。					

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。